

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年11月21日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年11月22日から平成31年5月23日まで) 1兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド
(愛称として「ユーロビート」という名称を用いることがあります。)
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ユーロビート」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2018年11月22日から2019年5月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ お申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日がルクセンブルグ、ケイマンの銀行の休業日、またはロンドン、

パリ、フランクフルトの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

二 クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、欧州および欧州周辺国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ)当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ)当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州、アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州およびアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内 海外	株式 債券
追加型	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券				
一般	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性	日々	オセアニア		
()				
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年3月7日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年9月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

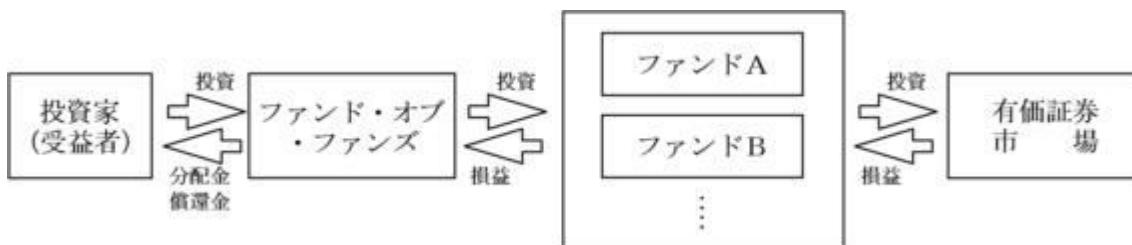
（2018年11月1日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584,000	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528,000	20.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、欧州および欧州周辺国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」および「マネープール・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」を通じて、主として欧州の上場株式に投資します。

- ・東欧、ロシア、トルコおよびアフリカ等の欧州周辺国の上場株式にも投資します。
- ・D R（預託証書）等に投資することができます。
- ・銘柄選定にあたっては、主として、欧州で活躍する企業を中心に投資を行います。また、欧州周辺国の経済成長の恩恵を受ける企業にも投資を行います。
- ・外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ハ）「マネープール・マザーファンド」を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」の投資比率を高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ヘ）主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

- a . グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

投資顧問会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント (フランス)
主要投資対象	欧州および欧州周辺国（東欧、ロシア、トルコおよびアフリカ等）の上場株式
運用の基本方針	主として、欧州で活躍する企業を中心に投資を行います。また、欧州周辺国の経済成長の恩恵を受ける企業にも投資を行います。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色

1

主として、欧州の上場株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 東欧、ロシア、トルコおよびアフリカ等の欧州周辺国の上場株式にも投資します。
- DR(預託証書)等に投資することができます。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 外貨建資産に対しては、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

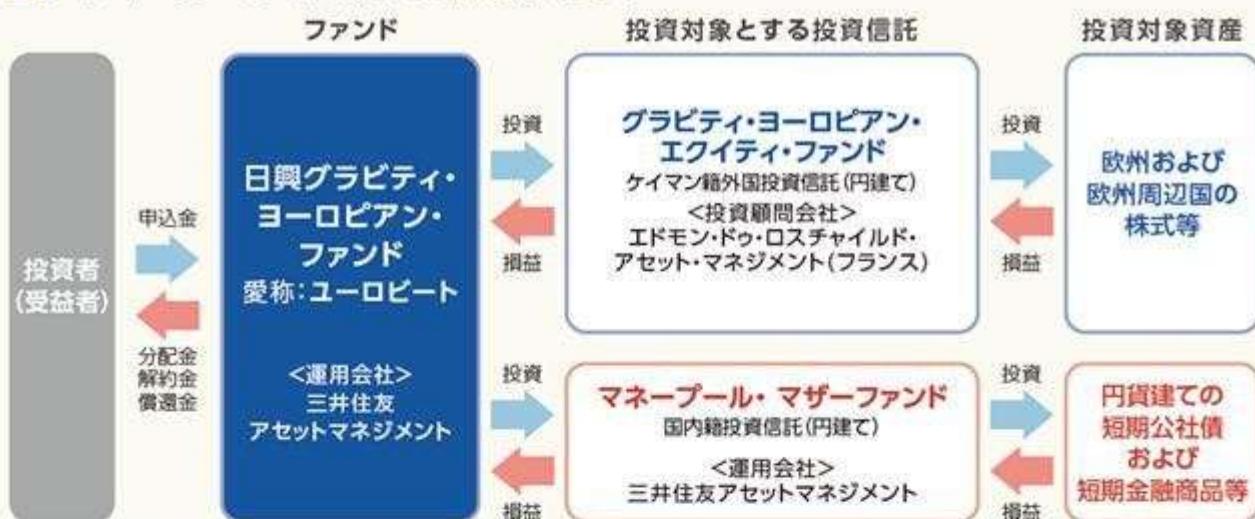
2

投資対象とする外国投資信託の運用は、欧州株式への投資に精通したエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(フランス)が行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は欧洲および欧洲周辺国の株式等となります。

投資対象地域について

- 当ファンドは、欧洲各国の株式を中心に、欧洲に資源を供給するロシア、生産拠点として注目の集まる東欧・トルコ、歴史的に欧洲と繋がりの深い成長市場であるアフリカ等を投資対象地域とします。

[当ファンドの投資対象地域のイメージ]



*上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。また、当ファンドが上記のすべての投資対象地域に投資するとは限りません。

欧洲経済を下支えする中核国

[欧州中核国の強み]

ドイツ

経常黒字額世界第1位

経常黒字額は約2,421億ユーロ(約32.8兆円)と世界第1位(2017年)。自動車産業を中心に製造業が国際競争力を持つ。

フランス

外国人観光客数世界第1位

外国人観光客数は約8,690万人と世界第1位(2017年)。国際観光収入は約505億ユーロ(約6.8兆円)に達する(2017年)。

英 国

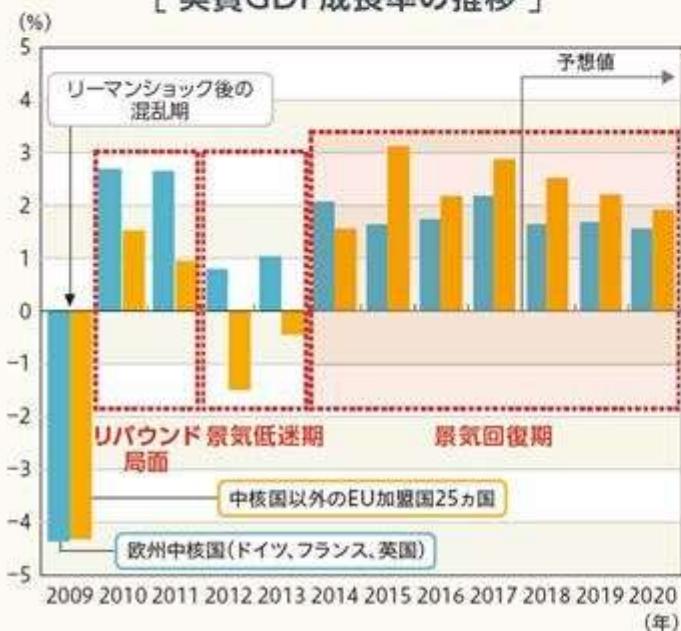
外国為替取引シェア世界第1位

国際金融センターであるロンドンのシティを有し、外国為替取引のシェアは約37%と世界第1位(2016年4月)。

■ 欧州GDPの約5割を占める欧州中核国(ドイツ、フランス、英国)の経済は、欧洲経済を下支えしています。各国はそれぞれ国際競争力の高い産業を有することから、世界的な景気回復の恩恵を他の欧洲諸国に先んじて享受する傾向にあります。

*欧洲はEU28ヵ国。なお、英国は2017年3月29日にEUに対して正式に離脱を通告しました。

[実質GDP成長率の推移]



■ 景気低迷期においては欧州中核国の経済成長率が底堅く推移しました。景気回復期においてはこれら中核国の成長に加え他の欧洲諸国の回復も、欧洲全体の景気回復に繋がると期待されます。

(注1)データは2009年～2020年。2018年以降はIMF予想。

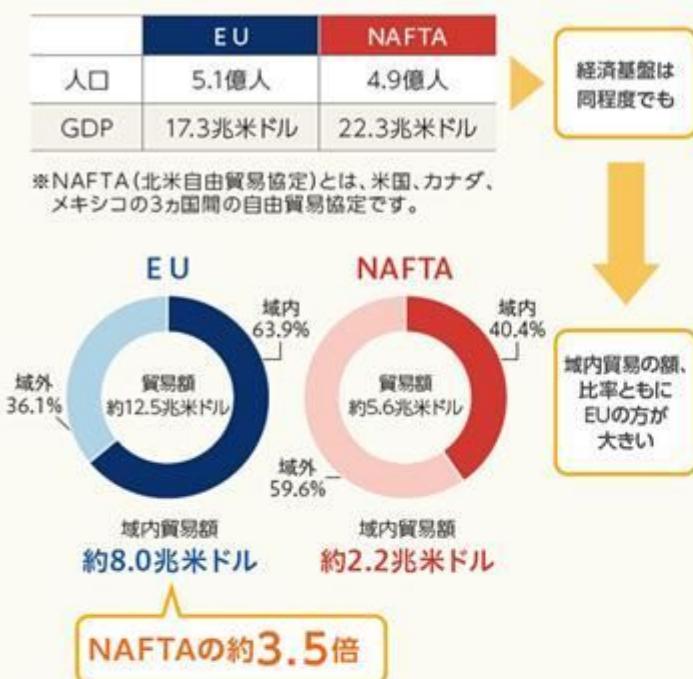
(注2)実質GDP成長率は、各國の名目GDPで加重平均して算出。

(出所)IMF

*グラフ・データは、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

歐州周辺国に波及する景気回復

[景気回復が周辺国に波及し易い環境]



■ 欧州は地理的、歴史的、制度的な繋がりから他の地域よりもグラビティ効果が強く働いています。EUの域内貿易は、人口や経済規模がEUと近いNAFTAを大きく上回っており、景気回復が周辺に波及し易くなっています。

グラビティ(引力)効果とは
経済学における「グラビティ理論」を基に、「2国間の貿易量は、経済規模が大きく、距離が近いほど大きくなる」という考え方。距離は実際の距離に加え、通貨、関税、法制度や言語等も含まれると考えられており、EUはその理論が具体化されたもの。

(注1)データは2017年。

(注2)四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

(出所)IMF、国連、JETRO、Bloomberg

[EUと欧州周辺国の貿易額推移]



■ 欧州は地理的に近いロシア、トルコなどの欧州周辺国に加え、歴史的に繋がりの深いアフリカとの貿易量が増加傾向にあり、これら地域も欧州の景気回復の恩恵を受けて今後の成長が期待されます。

[EUとアフリカの貿易額推移]



(注1)貿易額はEUとの輸出入の合計額。

(注2)欧州周辺国はポーランド、チェコ、ルーマニア、ハンガリー、スロバキア、ロシア、トルコ、アフリカはアルジェリア、カメルーン、エジプト、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジアで算出。

(出所)Eurostat

*グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について



EDMOND DE ROTHSCHILD



[エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・] グループの概要

主 要 業 務	プライベートバンкиング、アセットマネジメント
その他の業務	コーポレートファイナンス、投資信託業務、プライベートエクイティ、ワイン農園、ホテル
グループ運用資産 (一任勘定)	約1,560億ユーロ
グループ従業員数	約2,660人
拠 点 数	14カ国に27拠点
本 社	ジュネーブ

※2017年12月末現在

〈グループ傘下〉

[エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・] マネジメント(フランス)

設 立	1985年
所 在 国	フランス

- エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループは、金融の分野だけではなく、産業振興や、スポーツ分野への貢献、芸術に対する支援といった文化的な側面にも影響を与えています。

- ファンドの主要投資対象である外国投資信託の投資顧問会社です。

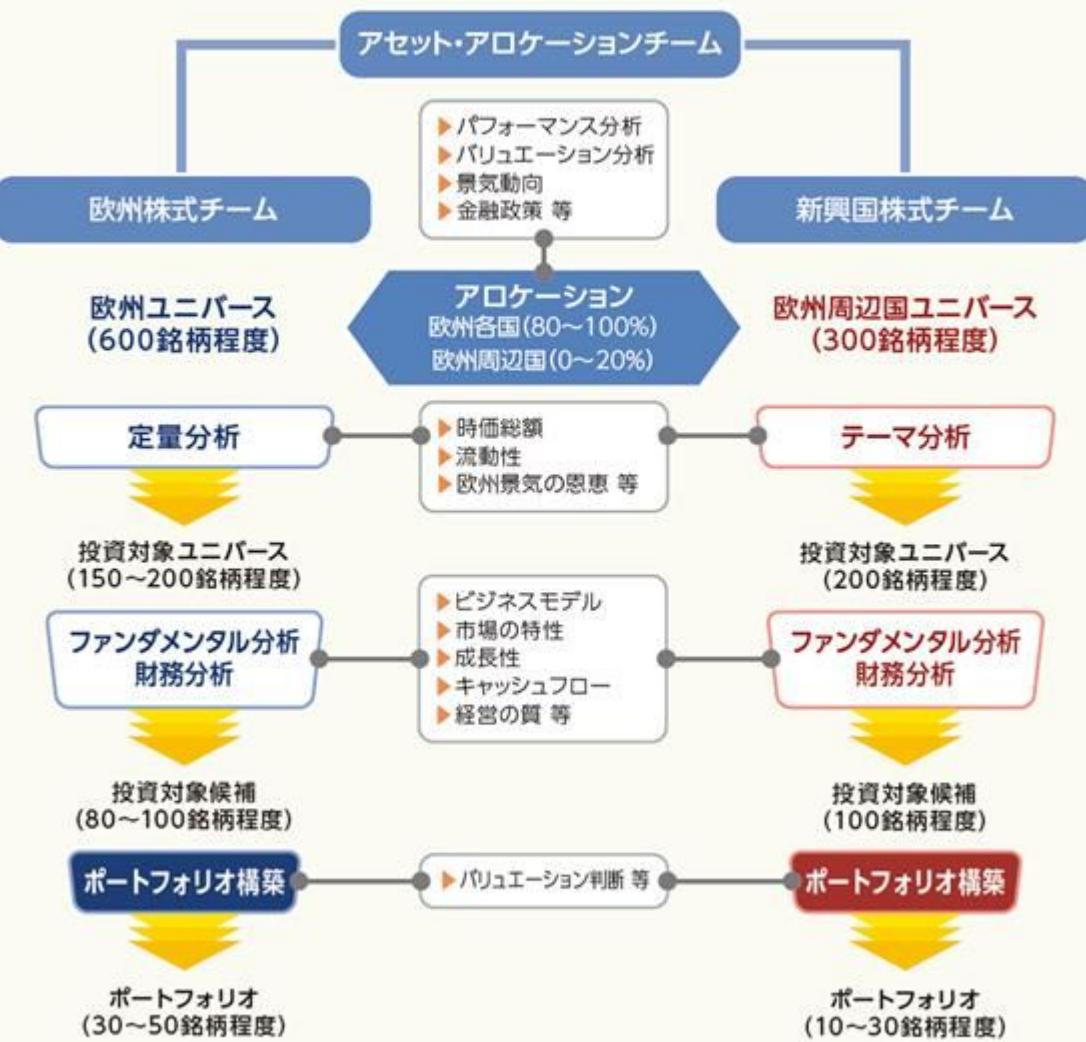
- 個人富裕層や機関投資家向け資産管理・運用が主業務です。187名の従業員のうち、49名の投資専門家が運用を行い、運用資産残高は合計で約298億ユーロ(約4兆337億円)です。

※2017年12月末現在、為替は1ユーロ=135.36円で換算。

(出所)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ), Bloomberg

[運用プロセス]

- ファンドの実質的な運用は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(フランス)の経験豊富な欧州株式チーム、新興国株式チーム、アセット・アロケーションチームが行います。



(出所)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループ

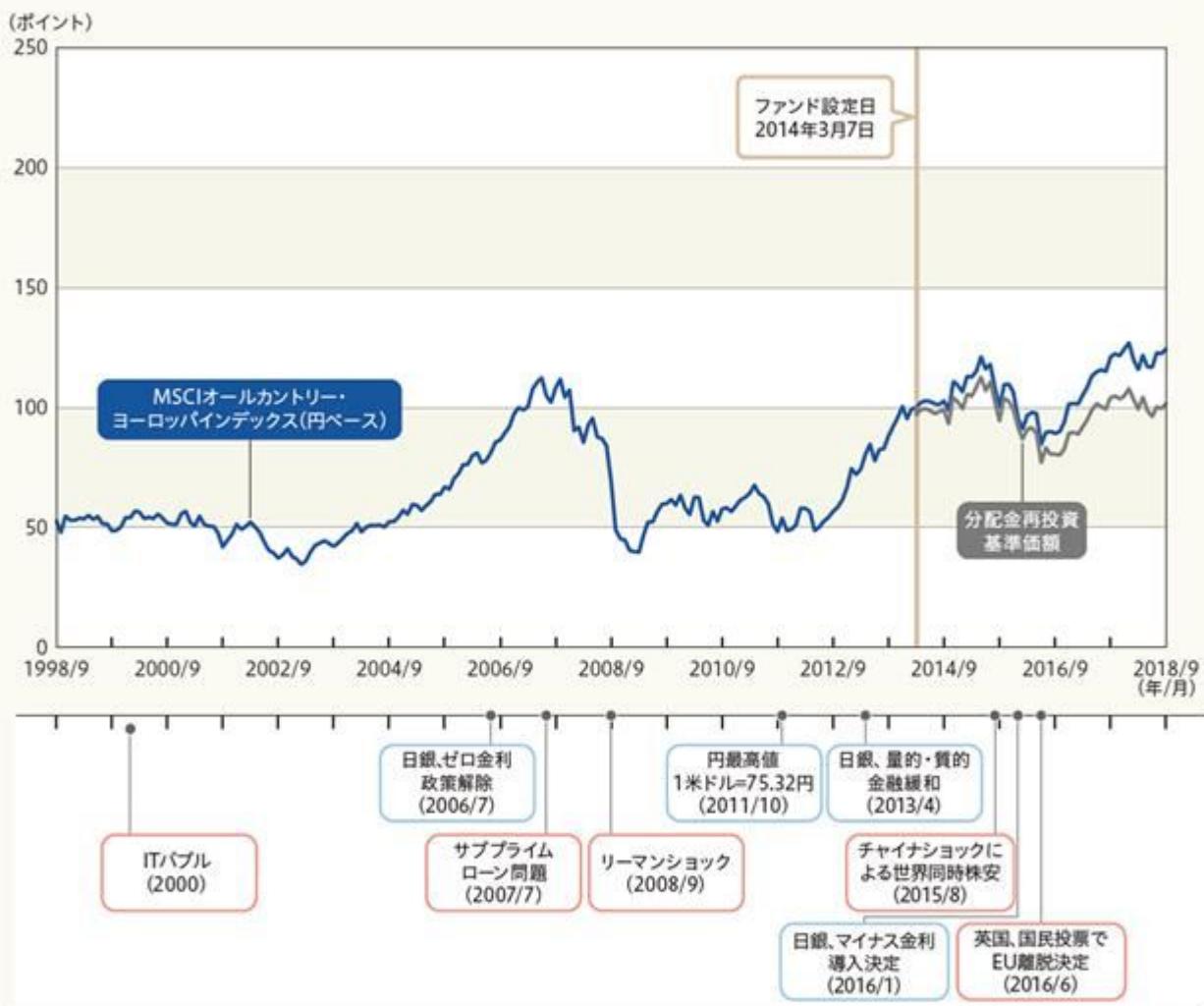
※上記の運用プロセスは2018年11月現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考指数および分配金再投資基準価額の推移

・以下のグラフは、ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、参考指数(MSCIオールカントリー・ヨーロッパインデックス(円ベース))およびファンドの分配金再投資基準価額の推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものです。

・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

・ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



*データは1998年9月末～2018年9月末。ファンド設定時を100として指標化。

*参考指数(MSCIオールカントリー・ヨーロッパインデックス(円ベース))は運用上の目標となるベンチマークではありません。

*参考指数(MSCIオールカントリー・ヨーロッパインデックス)の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。

これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

分配金再投資基準価額とは

分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したと仮定して計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示します。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

□ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」の投資信託証券および「マネープール・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託証券の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年2月26日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートジャーガルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーや、債券等エクスポートジャーやおよびデリバティブ等エクスポートジャーやの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる

場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

□ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
主要投資対象	欧州および欧州周辺国(東欧、ロシア、トルコおよびアフリカ等)の上場株式
運用の基本方針	主として、欧州で活躍する企業を中心に投資を行います。また、欧州周辺国の経済成長の恩恵を受ける企業にも投資を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ● 非流動性資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。
決算日	年1回決算(原則として、毎年2月28日)
分配方針	毎年2月15日(休業日の場合は前営業日)に分配を行う方針です。ただし、分配を行わないことがあります。
運用報酬等	純資産総額に対して年0.7115% ただし、年間最低報酬額との関係で純資産総額によっては上記の料率を上回る場合があります。
管理および その他の費用	ファンドの設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(フランス)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶マネープール・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
決算日	原則として毎年10月12日
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み

入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

（ト）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

□ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

[ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



[ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



* 年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

* 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

* ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

* すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指標で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。
日本債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

* 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

* 上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.188%（税抜き1.1%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.27%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.8%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする 投資信託	年0.7115%程度		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.8995%（税抜き1.8115%）程度		

（4）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00648%（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

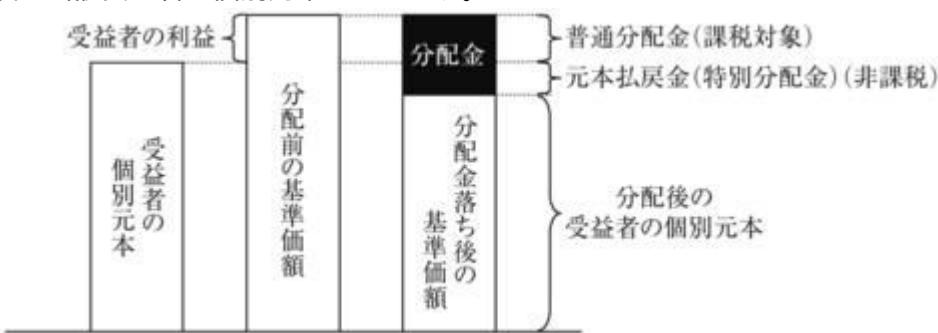
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部

分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2018年 9月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,299,096,634	97.69
親投資信託受益証券	日本	9,990,042	0.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,290,098	1.89
合計(純資産総額)		2,353,376,774	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

2018年 9月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	グラビティ・ヨーロピアン・エクイ ティ・ファンド	213,750.15	10,746	2,297,051,045	10,756	2,299,096,634	97.69
日本	親投資信託受 益証券	マネープール・マザーファンド	9,958,176	1.0038	9,996,017	1.0032	9,990,042	0.42

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年 9月28日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.69
親投資信託受益証券	0.42

合計	98.12
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2015年 2月26日)	46,593,967,488	46,593,967,488	10,613	10,613
第2期 (2016年 2月26日)	7,366,306,857	7,366,306,857	8,463	8,463
第3期 (2017年 2月27日)	4,250,413,420	4,250,413,420	8,969	8,969
第4期 (2018年 2月26日)	2,903,574,763	2,920,709,755	10,167	10,227
2017年 9月末日	3,724,737,931		10,420	
10月末日	3,421,121,569		10,482	
11月末日	3,231,686,519		10,368	
12月末日	3,134,666,075		10,490	
2018年 1月末日	3,115,328,236		10,803	
2月末日	2,948,244,952		10,283	
3月末日	2,799,193,116		9,881	
4月末日	2,916,911,067		10,377	
5月末日	2,660,069,083		9,748	
6月末日	2,515,818,686		9,578	
7月末日	2,477,331,878		10,016	
8月末日	2,363,730,987		9,981	
9月末日	2,353,376,774		10,106	

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2014年 3月 7日 ~ 2015年 2月26日	0
第2期	2015年 2月27日 ~ 2016年 2月26日	0
第3期	2016年 2月27日 ~ 2017年 2月27日	0

第4期	2017年 2月28日～2018年 2月26日	60
-----	-------------------------	----

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	6.1
第2期	20.3
第3期	6.0
第4期	14.0
第5期(中間期)	3.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをおいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	49,441,861,889	5,541,054,897
第2期	1,027,162,496	36,223,905,901
第3期	10,866,665	3,975,689,849
第4期	282,214,212	2,165,622,504
第5期(中間期)	12,388,024	444,018,475

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
2018年2月	60円
2017年2月	0円
2016年2月	0円
2015年2月	0円
設定来累計	60円

*分配金は1万口当たり税引前です。

*分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

*分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■ 日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.69
親投資信託受益証券	日本	0.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.89
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託 受益証券	グラビティ・ヨーロピアン・ エクイティ・ファンド	97.69
日本	親投資信託 受益証券	マネーブール・マザーファンド	0.42

*比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

*「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2018年9月27日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
オランダ	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A-	エネルギー	5.71
イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	4.85
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー	4.67
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	4.63
フィンランド	株式	NOKIA OYJ	テクノロジ・ハードウェア・機器	3.88
ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG -REG-	電気通信サービス	3.77
フランス	株式	AMUNDI SA	各種金融	3.68
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー	3.59
フランス	株式	VINCI SA	資本財	3.51
フランス	株式	CREDIT AGRICOLE SA	銀行	3.48

*比率は、グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

*業種はMSCI24業種に基づきエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ)が分類したものです。

*エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ)から入手した情報を基に委託会社が作成

■ マネーポール・マザーファンド

資産別構成

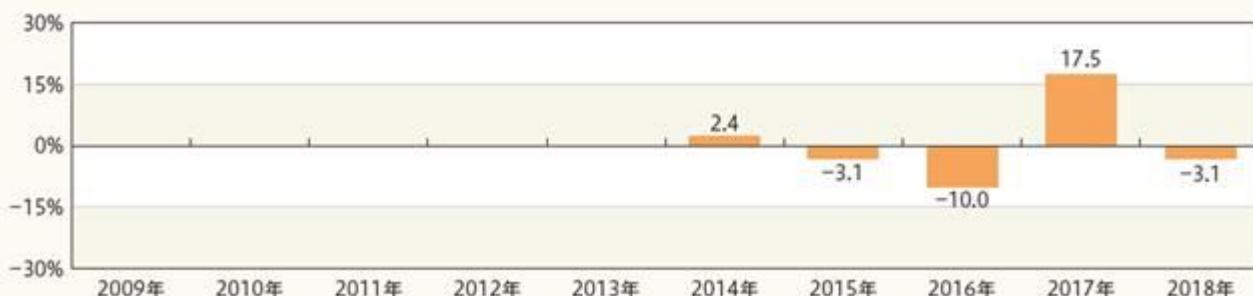
資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	14.60
地方債証券	日本	1.86
社債券	日本	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		83.52
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第16回政府保証中部国際空港債券	0.200	2019/02/27	1.62
日本	特殊債券	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.600	2018/11/28	0.90
日本	特殊債券	第24回政府保証日本政策金融公庫債券	0.234	2019/02/26	0.89
日本	特殊債券	第10回政府保証地方公共団体金融機関債券(6年)	0.385	2019/07/24	0.69
日本	特殊債券	第5回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	1.400	2019/04/15	0.65
日本	特殊債券	第2回政府保証地方公共団体金融機関債券	1.400	2019/07/12	0.57
日本	地方債証券	平成20年度第7回大阪市公募公債	1.730	2018/12/17	0.57
日本	特殊債券	第78回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.400	2019/04/30	0.57
日本	特殊債券	第87回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.500	2019/08/30	0.56
日本	特殊債券	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.300	2019/03/19	0.52

※比率は、マネーポール・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2014年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2014年3月7日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの收益率は、年初から2018年9月28日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込を行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手

続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がルクセンブルグ、ケイマンの銀行の休業日、またはロンドン、パリ、フランクフルトの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

□ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ルクセンブルグ、ケイマンの銀行の休業日、またはロンドン、パリ、フランクフルトの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会

社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ユーロビート」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2014年3月7日から2024年2月26日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年2月27日から翌年2月26日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b . 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（口）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得る受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売

の取扱い、受益者からの一
部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および
償還金の支払事務等を規定するもの) は、期間満了の 3 カ月前に当事者のいずれからも、何らの
意思表示もない場合は、自動的に 1 年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託
会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が
譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま
す。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公
告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほ
か、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書
(全体版) の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられま
す。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま
す。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託会社の
指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日
の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日
以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか
かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または
記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引
いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資
により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、受益者は
その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営
業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載ま
たは記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除
きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義
で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われま
す。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権
利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期(平成29年2月28日から平成30年2月26日まで)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第3期 (平成29年 2月27日現在)	第4期 (平成30年 2月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	90,624,953
コール・ローン	119,354,412	72,213,669
投資信託受益証券	4,193,185,783	2,769,632,321
親投資信託受益証券	10,002,987	9,996,017
流動資産合計	4,322,543,182	2,942,466,960
資産合計	4,322,543,182	2,942,466,960
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	17,134,992
未払解約金	44,252,814	1,541,409
未払受託者報酬	756,143	548,311
未払委託者報酬	26,969,126	19,556,299
未払利息	309	211
その他未払費用	151,370	110,975
流動負債合計	72,129,762	38,892,197
負債合計	72,129,762	38,892,197
純資産の部		
元本等		
元本	4,739,240,403	2,855,832,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	488,826,983	47,742,652
元本等合計	4,250,413,420	2,903,574,763
純資産合計	4,250,413,420	2,903,574,763
負債純資産合計	4,322,543,182	2,942,466,960

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第3期 自 平成28年 2月27日 至 平成29年 2月27日	第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	273,218,973	617,439,568
営業収益合計	<u>273,218,973</u>	<u>617,439,568</u>
営業費用		
支払利息	75,057	61,174
受託者報酬	1,815,178	1,203,878
委託者報酬	64,741,392	42,937,987
その他費用	381,883	250,622
営業費用合計	<u>67,013,510</u>	<u>44,453,661</u>
営業利益又は営業損失()	206,205,463	572,985,907
経常利益又は経常損失()	206,205,463	572,985,907
当期純利益又は当期純損失()	206,205,463	572,985,907
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	33,332,795	234,904,214
期首剩余金又は期首次損金()	1,337,756,730	488,826,983
剩余金増加額又は欠損金減少額	611,010,308	216,008,606
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	611,010,308	216,008,606
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,618,819	385,672
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,618,819	385,672
分配金	-	17,134,992
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>488,826,983</u>	<u>47,742,652</u>

(3)【注記表】
(重要な会計方針の注記)

項目	第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成29年 2月28日から平成30年 2月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (平成29年 2月27日現在)	第4期 (平成30年 2月26日現在)
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	4,739,240,403口	2,855,832,111口
2. 「投資信託財産の計 算に関する規則」第 55条の6第10号に規定 する額	元本の欠損 488,826,983円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 0.8969円 (10,000口当たりの純資産額 8,969円)	1口当たり純資産額 1.0167円 (10,000口当たりの純資産額 10,167円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 自 平成28年 2月27日 至 平成29年 2月27日	第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(14,844,519円)、および分配準備積立金(302,020,898円)より、分配対象収益は316,865,417円(1万口当たり668.59円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(21,769,557円)、および分配準備積立金(169,170,103円)より、分配対象収益は190,939,660円(1万口当たり668.58円)があり、うち17,134,992円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項 目	第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (平成30年 2月26日現在)
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第3期（自 平成28年 2月27日 至 平成29年 2月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	289,372,320円
親投資信託受益証券	8,963円
合計	289,363,357円

第4期（自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	375,551,624円
親投資信託受益証券	6,970円
合計	375,544,654円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第3期 (平成29年 2月27日現在)	第4期 (平成30年 2月26日現在)
期首元本額	8,704,063,587円	4,739,240,403円
期中追加設定元本額	10,866,665円	282,214,212円
期中一部解約元本額	3,975,689,849円	2,165,622,504円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド	257,808.09	2,769,632,321	
投資信託受益証券合計		257,808.09	2,769,632,321	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	9,958,176	9,996,017	
親投資信託受益証券合計		9,958,176	9,996,017	
	合計		2,779,628,338	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドは、「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したもの

純資産計算書（2017年2月28日現在）

(表示通貨:日本円)

資産

投資有価証券 時価評価額（帳簿価額4,320,501,906）	4,087,727,158
銀行預金	73,139,373
未収配当金	9,531,052
その他資産	208,395
資産合計	<hr/> 4,170,605,978

負債

未払投資運用報酬	2,025,791
----------	-----------

未払専門家報酬				1,296,773
未払印刷および広告費				826,049
未払受託報酬				282,283
未払管理事務代行報酬				222,125
未払保管報酬				142,281
未払管理報酬				106,788
負債合計				4,902,090
 純資産合計				 4,165,703,888
 発行済受益証券口数				 452,144,251
1口当たり純資産額				9,213

投資明細表(2017年2月28日現在)

数量	銘柄	通貨	帳簿価額 (円)	時価 (円)	*比率 (%)
----	----	----	-------------	-----------	------------

公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券

株式

30,926	ACCOR SA	ユーロ	158,430,354	137,058,542	3.29
12,072	AIRBUS GROUP SE	ユーロ	83,625,552	98,168,878	2.36
63,348	AKBANK TAS	トルコリラ	22,962,410	17,241,320	0.41
4,658	ALLIANZ SE -REG-	ユーロ	84,892,136	91,191,309	2.19
14,259	AMUNDI SA	ユーロ	74,964,511	91,948,455	2.21
6,652	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	南アフリカランド	20,766,734	16,578,918	0.40
23,390	ASTRAZENECA PLC	英ポンド	169,260,832	151,391,583	3.63
29,185	AXA SA	ユーロ	74,558,861	76,980,632	1.85
225,164	BAE SYSTEMS PLC	英ポンド	194,341,845	197,473,768	4.74
878	BANK ZACHODNI WBK S.A	ポーランドズロチ	9,723,760	8,780,925	0.21
27,412	BOUYGUES SA	ユーロ	91,811,981	117,979,172	2.83
31,156	CARREFOUR SA	ユーロ	112,910,354	83,180,328	2.00
324,802	CENTRICA PLC	英ポンド	144,705,981	102,730,636	2.47
8,919	CEZ AS	チェコクロナ	25,975,244	17,781,423	0.43
66,629	CNH INDUSTRIAL NV	ユーロ	67,024,192	69,917,833	1.68
14,832	COCA-COLA ICECEK AS	トルコリラ	26,800,924	16,452,042	0.39
91,997	CREDIT AGRICOLE SA	ユーロ	138,863,585	123,956,116	2.98
24,277	CRH PLC	ユーロ	85,858,148	93,871,652	2.25
8,941	DAIMLER AG -REG-	ユーロ	79,630,123	73,154,526	1.76
84,614	DEUTSCHE TELEKOM AG -REG-	ユーロ	164,192,494	164,796,121	3.96
3,591	ERSTE GROUP BANK AG	ユーロ	11,084,764	11,969,117	0.29
19,301	FIRSTRAND LTD	南アフリカランド	6,850,105	8,401,547	0.20
118,215	GKN PLC	英ポンド	58,066,999	56,902,645	1.37
65,460	GLAXOSMITHKLINE PLC	英ポンド	175,436,218	150,958,188	3.62
15,422	INNOGY SE	ユーロ	64,197,979	62,448,575	1.50
26,289	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	ユーロ	60,447,321	62,648,560	1.50
1,800	LUXOFT HOLDING INC	米ドル	11,886,324	11,724,971	0.28

1,435,325	MERRILL LYNCH WTS SAFARICOM 13JUN19	米ドル	25,630,762	27,427,424	0.66
19,470	MOBILE TELESYSTEMS PJSC (RUB)	ロシアルーブル	8,404,003	10,363,389	0.25
5,573	MR PRICE GROUP LTD - NEW -	南アフリカランド	9,551,486	8,222,897	0.20
12,515	MTN GROUP LTD	南アフリカランド	19,882,637	12,969,339	0.31
7,003	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ユーロ	149,622,806	148,639,781	3.57
2,342	NASPERS LTD-N SHS	南アフリカランド	36,471,701	42,906,117	1.03
252,162	NOKIA OYJ	ユーロ	206,807,852	146,284,872	3.51
25,162	PEUGEOT SA	ユーロ	43,110,203	53,930,631	1.29
6,863	PKO BANK POLSKI SA	ポーランドズロチ	7,307,022	6,404,880	0.15
2,381	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA	ポーランドズロチ	4,129,245	6,221,120	0.15
18,488	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	ポーランドズロチ	25,839,226	18,834,006	0.45
6,924	RICHTER GEDEON NYRT	ハンガリーフォリント	12,629,390	17,338,217	0.42
56,042	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A-	ユーロ	176,889,823	163,022,883	3.91
19,255	SAMPO OYJ A	ユーロ	101,333,312	99,011,209	2.38
14,933	SANLAM LTD	南アフリカランド	8,880,905	8,794,004	0.21
3,933	SANOFI	ユーロ	41,451,652	37,902,254	0.91
7,167	SAP AG	ユーロ	59,971,975	75,088,281	1.80
34,729	SMITH AND NEPHEW PLC	英ポンド	59,108,507	58,295,129	1.39
174,642	SNAM SPA	ユーロ	85,801,401	78,582,583	1.89
31,085	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	スウェーデンクローナ	93,961,031	107,214,425	2.57
244,335	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	ユーロ	155,517,496	120,319,825	2.89
134,407	TERNA SPA	ユーロ	74,991,844	70,520,690	1.69
31,062	TOTAL SA	ユーロ	180,954,905	173,693,415	4.17
61,496	TURK HAVA YOLLARI AO	トルコリラ	20,230,443	10,628,354	0.26
67,695	TURKIYE GARANTI BANKASI AS	トルコリラ	23,473,321	18,234,710	0.44
1,543	UNIWHEELS AG	ポーランドズロチ	9,228,496	10,467,130	0.25
22,287	VINCI SA	ユーロ	153,015,291	180,123,057	4.32
37,399	VIVENDI	ユーロ	100,498,871	73,729,040	1.77
289,660	VODAFONE GROUP PLC	英ポンド	112,456,036	81,778,026	1.96
37,849	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	南アフリカランド	27,597,085	22,829,618	0.55
10,750	YANDEX NV A	米ドル	21,412,539	27,755,899	0.67
株式合計			4,275,430,997	4,033,220,987	96.82

預託証券

12,256	LENTA LTD -GDR- REGS	米ドル	8,908,525	9,450,585	0.23
6,638	MMC NORILSK NICKEL PJSC -ADR-	米ドル	12,379,638	11,841,317	0.28
18,616	SBERBANK PAO -SPONS ADR-	米ドル	13,006,197	23,268,962	0.56
2,882	X5 RETAIL GROUP NV - GDR- REGS	米ドル	10,776,549	9,945,307	0.24

預託証券合計	45,070,909	54,506,171	1.31
公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券合計	4,320,501,906	4,087,727,158	98.13
投資有価証券合計	4,320,501,906	4,087,727,158	98.13

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

マネープール・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 2月27日現在) (平成30年 2月26日現在)

資産の部			
流動資産			
金銭信託	-	12,385,162,590	
コール・ローン	32,180,149,648	9,869,004,131	
地方債証券	29,306,231,460	23,202,010,434	
特殊債券	166,838,683,900	93,065,810,060	
社債券	2,305,127,000	4,408,777,000	
現先取引勘定	230,175,046,000	310,093,000,000	
未収利息	539,874,295	262,888,131	
前払費用	161,404,073	10,488,794	
流動資産合計	461,506,516,376	453,297,141,140	
資産合計	461,506,516,376	453,297,141,140	
負債の部			
流動負債			
未払金	307,039,000	-	
未払利息	83,439	28,931	
その他未払費用	712,040	2,191,647	
流動負債合計	307,834,479	2,220,578	
負債合計	307,834,479	2,220,578	
純資産の部			
元本等			
元本	459,147,221,796	451,596,146,193	
剰余金	2,051,460,101	1,698,774,369	
剰余金又は欠損金()	461,198,681,897	453,294,920,562	
元本等合計	461,198,681,897	453,294,920,562	
純資産合計	461,506,516,376	453,297,141,140	
負債純資産合計	461,506,516,376	453,297,141,140	

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
----	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 2月27日現在)	(平成30年 2月26日現在)
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	459,147,221,796口	451,596,146,193口
2. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.0045円 10,045円	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 1.0038円 10,038円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係る リスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 2月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年 2月28日 至 平成30年 2月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年 2月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	376,097,401,696円
同期中における追加設定元本額	86,046,037,669円
同期中における一部解約元本額	2,996,217,569円
平成29年 2月27日現在における元本の内訳	
S M B C・日興ニューワールド株式ファンド（為替ヘッジなし）	64,220円
S M B C・日興ニューワールド株式ファンド（為替ヘッジあり）	108,376円
S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）	144,000,000円
S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	11,000,000円
S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	26,000,000円
S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	1,997,005円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	49,856円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	29,914円
トルコ債券ファンド（毎月決算型）	996,612円
北米エネルギーファンド（毎月決算型）	9,964,130円
北米エネルギーファンド（年2回決算型）	996,413円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	4,981円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型／年1回決算型）	9,961円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型／年1回決算型）	9,961円
日興アムンディ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／限定追加型）	1,991,834円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型（為替ヘッジなし）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 每月分配型（為替ヘッジあり）	9,955円

アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジなし)	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジあり)	9,955円
日興フィッシャー・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)	9,954円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)	9,952円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)	9,952円
米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)	9,950円
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)	9,950円
三井住友・D C ターゲットイヤーファンド 2050	298,567円
S M A M ・アセットバランスファンド V A 25 L 3 <適格機関投資家限定>	457,316,751,198円
S M A M ・中国A株ファンド(マーケットニュートラル型) <適格機関投資家限定>	1,561,901,014円
合計	459,147,221,796円

(平成30年 2月26日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	459,147,221,796円
同期中における追加設定元本額	16,924,734,756円
同期中における一部解約元本額	24,475,810,359円
平成30年 2月26日現在における元本の内訳	
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルレアル)	144,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)	11,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)	26,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)	50,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)	11,000,000円
三井住友・公益債券投信(毎月決算型)	1,997,005円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジ型)	49,856円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ノーヘッジ型)	29,914円
北米エネルギーファンド(毎月決算型)	9,964,130円
北米エネルギーファンド(年2回決算型)	996,413円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	4,981円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジ型/年1回決算型)	9,961円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ノーヘッジ型/年1回決算型)	9,961円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジなし)	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 每月分配型(為替ヘッジあり)	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジなし)	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジあり)	9,955円
B N P パリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)	9,954円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)	9,952円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)	9,952円
米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)	9,950円
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)	9,950円
三井住友・D C ターゲットイヤーファンド 2050	298,567円
S M A M ・アセットバランスファンド V A 25 L 3 <適格機関投資家限定>	451,330,737,651円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第655回東京都公募公債	530,000,000	530,445,200	
	第656回東京都公募公債	300,000,000	300,267,000	
	第657回東京都公募公債	2,000,000,000	2,002,140,000	
	第658回東京都公募公債	500,000,000	502,995,000	
	第659回東京都公募公債	703,500,000	706,989,360	
	第660回東京都公募公債	600,000,000	602,898,000	
	第661回東京都公募公債	100,000,000	100,885,000	
	第662回東京都公募公債	300,000,000	302,775,000	
	第663回東京都公募公債	150,000,000	151,854,000	
	第664回東京都公募公債	250,000,000	252,785,000	
	第668回東京都公募公債	100,000,000	101,600,000	
	第9回2号宮城県公募公債(5年)	450,000,000	450,675,000	
	平成19年度第9回静岡県公募公債	360,000,000	360,428,400	
	平成20年度第2回静岡県公募公債	713,000,000	717,399,210	
	平成20年度第4回静岡県公募公債	200,000,000	201,622,000	
	平成20年度第1回静岡県公募公債	300,000,000	301,272,000	
	平成24年度第11回静岡県公募公債(5年)	2,300,000,000	2,300,161,000	
	平成25年度第2回静岡県公募公債(5年)	1,700,000,000	1,700,323,000	
	平成25年度第6回静岡県公募公債(5年)	1,835,150,000	1,837,921,076	
	平成20年度第1回愛知県公募公債(10年)	1,421,000,000	1,427,479,760	
	平成20年度第4回愛知県公募公債(10年)	464,000,000	468,203,840	

平成 20 年度第 6 回愛知県公募公債（10年）	150,000,000	151,897,500	
平成 20 年度第 7 回愛知県公募公債（10年）	210,000,000	212,643,900	
平成 25 年度第 7 回愛知県公募公債（5年）	100,000,000	100,107,000	
平成 19 年度第 7 回埼玉県公募公債	700,000,000	700,028,000	
平成 20 年度第 1 回埼玉県公募公債	790,000,000	791,872,300	
平成 20 年度第 2 回埼玉県公募公債	700,000,000	703,087,000	
平成 20 年度第 3 回埼玉県公募公債	579,900,000	583,373,601	
平成 20 年度第 6 回埼玉県公募公債	115,000,000	116,549,050	
平成 24 年度第 11 回埼玉県公募公債（5年）	460,000,000	460,036,800	
平成 25 年度第 7 回埼玉県公募公債（5年）	100,000,000	100,152,000	
平成 25 年度第 1 回奈良県公募公債	406,000,000	406,613,060	
平成 19 年度第 13 回大阪市公募公債	770,000,000	770,600,600	
平成 20 年度第 2 回大阪市公募公債	100,000,000	100,599,000	
平成 20 年度第 3 回大阪市公募公債	110,000,000	110,792,000	
平成 25 年度第 1 回大阪市公募公債（5年）	800,000,000	800,696,000	
平成 25 年度第 3 回大阪市公募公債（5年）	400,000,000	400,656,000	
平成 25 年度第 5 回大阪市公募公債（5年）	100,000,000	100,158,000	
平成 19 年度第 10 回神戸市公募公債	505,600,000	505,620,224	
平成 20 年度第 3 回神戸市公募公債	150,000,000	151,044,000	
平成 25 年度第 4 回神戸市公募公債	100,000,000	100,131,000	
平成 24 年度第 3 回福井県公募公債	300,000,000	300,015,000	
平成 20 年度第 2 回岡山県公募公債（10年）	210,790,000	214,219,553	
地方債証券合計	23,133,940,000	23,202,010,434	
特殊債券	第 1 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	502,000,000	507,958,740
	第 2 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	322,000,000	325,706,220
	第 15 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	4,700,000,000	4,704,324,000
	第 17 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	700,000,000	701,400,000
	第 18 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	200,486,000
	第 23 回政府保証日本政策投資銀行債券	1,096,000,000	1,104,548,800
	第 35 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	300,000,000	300,240,000
	第 39 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	400,844,000
	第 46 回日本政策投資銀行債券	600,000,000	600,630,000
	第 51 回日本政策投資銀行債券	200,000,000	201,146,000
	第 51 回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	600,000,000	600,030,000

第53回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	100,029,000	
第32回日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	700,679,000	
第35回日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	700,714,000	
第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	603,504,000	
第40回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,300,000,000	1,306,838,000	
第44回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	506,570,000	
第52回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,171,000,000	2,171,151,970	
第54回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	7,013,000,000	7,019,802,610	
第56回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,288,000,000	2,292,736,160	
第58回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,695,000,000	2,706,858,000	
第60回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,466,000,000	2,481,165,900	
第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	12,068,000,000	12,156,458,440	
第64回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,734,000,000	1,748,236,140	
第66回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,285,000,000	2,305,473,600	
第67回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	737,000,000	745,121,740	
第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,160,000,000	3,198,773,200	
第71回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	505,915,000	
第73回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	415,000,000	420,108,650	
第1回政府保証地方公営企業等金融機構債券	200,000,000	202,070,000	
第2回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,897,000,000	1,919,270,780	
第3回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,005,000,000	1,016,457,000	
第5回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	1,900,000,000	1,901,254,000	
第6回政府保証地方公営企業等金融機構債券	130,000,000	131,808,300	
第6回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	500,000,000	500,575,000	
第7回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	200,000,000	200,374,000	
第8回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,300,000,000	1,302,743,000	

第883回政府保証公営企業債券	318,000,000	318,260,760
第884回政府保証公営企業債券	2,384,000,000	2,388,648,800
第885回政府保証公営企業債券	1,981,000,000	1,988,963,620
第886回政府保証公営企業債券	1,481,000,000	1,489,367,650
第5回政府保証首都高速道路株式会社債券	1,100,000,000	1,101,199,000
第6回政府保証首都高速道路株式会社債券	700,000,000	703,017,000
第7回政府保証首都高速道路株式会社債券	100,000,000	101,326,000
第6回中小企業債券	650,000,000	650,312,000
第21回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,170,000
第22回政府保証日本政策金融公庫債券	800,000,000	801,440,000
第24回政府保証日本政策金融公庫債券	2,900,000,000	2,907,656,000
第34回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	100,056,000
第55回株式会社日本政策金融公庫社債	1,400,000,000	1,399,958,000
第194回政府保証中小企業債券	1,020,000,000	1,028,710,800
第30回国際協力銀行債券	200,000,000	200,224,000
第19回都市再生債券	1,200,000,000	1,201,488,000
第17回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	100,621,000
第14回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	100,010,000
第16回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	100,230,000
第198回政府保証預金保険機構債	200,000,000	200,138,000
第199回政府保証預金保険機構債	400,000,000	400,328,000
第200回政府保証預金保険機構債	200,000,000	200,204,000
第14回一般担保住宅金融支援機構債券	1,700,000,000	1,701,904,000
第43回日本学生支援債券	700,000,000	699,986,000
第44回日本学生支援債券	200,000,000	199,994,000
第11回沖縄振興開発金融公庫債券	500,000,000	503,070,000
い第757号農林債	300,000,000	300,324,000
い第758号農林債	510,000,000	510,795,600
い第760号農林債	100,000,000	100,221,000
い第761号農林債	1,700,000,000	1,702,805,000
第283回信金中金債(5年)	1,300,000,000	1,301,404,000
第284回信金中金債(5年)	1,300,000,000	1,302,028,000
第286回信金中金債(5年)	4,000,000,000	4,007,680,000
第287回信金中金債(5年)	500,000,000	500,825,000
第11回政府保証東日本高速道路債券	170,000,000	170,000,000
第12回政府保証東日本高速道路債券	375,000,000	375,408,750

第13回政府保証東日本高速道路債券	108,000,000	109,132,920	
第14回政府保証東日本高速道路債券	184,000,000	186,147,280	
第15回政府保証東日本高速道路債券	64,000,000	64,848,640	
第20回政府保証中日本高速道路債券	200,000,000	200,140,000	
第21回政府保証中日本高速道路債券	1,074,000,000	1,078,263,780	
第22回政府保証中日本高速道路債券	100,000,000	100,545,000	
第23回政府保証中日本高速道路債券	639,000,000	644,348,430	
第13回政府保証西日本高速道路債券	306,000,000	306,345,780	
第14回政府保証西日本高速道路債券	400,000,000	401,588,000	
第15回政府保証西日本高速道路債券	220,000,000	221,199,000	
第17回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	101,224,000	
第19回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	201,252,000	
特殊債券合計	92,668,000,000	93,065,810,060	
社債券	第101回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	400,000,000	402,796,000
	第146回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	1,000,000,000	1,001,350,000
	第149回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	100,165,000
	第34回株式会社みずほ銀行無担保社債	2,900,000,000	2,904,466,000
社債券合計	4,400,000,000	4,408,777,000	
合計			120,676,597,494

(注1) 上記以外に現先取引勘定に含まれる国債証券310,093,000,000円があります。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成30年2月27日から平成30年8月26日まで)の中間財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により中間監査を受けております。

【日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第5期中間計算期間
(平成30年 8月26日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	63,190,360
投資信託受益証券	2,319,949,997
親投資信託受益証券	9,991,037
未収入金	24,000,000
流動資産合計	<u>2,417,131,394</u>
資産合計	<u>2,417,131,394</u>
負債の部	
流動負債	
未払解約金	31,315,558
未払受託者報酬	433,631
未払委託者報酬	15,466,213
その他未払費用	87,757
流動負債合計	<u>47,303,159</u>
負債合計	<u>47,303,159</u>
純資産の部	
元本等	
元本	2,424,201,660
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	54,373,425
元本等合計	<u>2,369,828,235</u>
純資産合計	<u>2,369,828,235</u>
負債純資産合計	<u>2,417,131,394</u>

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

第5期中間計算期間
自 平成30年 2月27日
至 平成30年 8月26日

営業収益	
有価証券売買等損益	88,687,304
営業収益合計	88,687,304
営業費用	
支払利息	11,403
受託者報酬	433,631
委託者報酬	15,466,213
その他費用	100,963
営業費用合計	16,012,210
営業利益又は営業損失 ()	104,699,514
経常利益又は経常損失 ()	104,699,514
中間純利益又は中間純損失 ()	104,699,514
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	9,811,192
期首剩余金又は期首次損金 ()	47,742,652
剩余金増加額又は欠損金減少額	193,754
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	193,754
剩余金減少額又は欠損金増加額	7,421,509
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	7,421,509
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剩余金又は中間欠損金 ()	54,373,425

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 平成30年 2月27日 至 平成30年 8月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期中間計算期間 (平成30年 8月26日現在)
1. 当中間計算期間の末における受益権の総数	2,424,201,660口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の 6第10号に規定する額	元本の欠損 54,373,425円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額 9,776円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (平成30年 8月26日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第5期中間計算期間 (平成30年 8月26日現在)
期首元本額	2,855,832,111円
期中追加設定元本額	12,388,024円
期中一部解約元本額	444,018,475円

(参考)

日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドは、「グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したもの

純資産計算書（2018年2月28日現在）

（表示通貨：日本円）

資産

投資有価証券 時価評価額（帳簿価額2,598,578,388）	2,715,802,837
追加設定による未収入金	76,000,000

銀行預金		47,098,252
未収配当金		5,815,126
投資有価証券売却に係る未収金		1,720,549
その他資産		137,986
資産合計		2,846,574,750

負債

未払専門家報酬		1,551,928
未払印刷および広告費		1,458,002
未払投資運用報酬		1,357,809
未払受託報酬		278,558
未払管理事務代行報酬		148,875
未払保管報酬		95,362
未払管理報酬		71,573
負債合計		4,962,107
純資産合計		2,841,612,643
発行済受益証券口数		264,797.882
1口当たり純資産額		10,731

投資明細表(2018年2月28日現在)

数量	銘柄	通貨	帳簿価額 (円)	時価 (円)	比率 (%)
----	----	----	-------------	-----------	-----------

公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券

株式

18,648	ABN AMRO GROUP NV-CVA	ユーロ	67,708,573	62,184,405	2.19
16,890	ACCOR SA	ユーロ	86,525,540	105,880,251	3.73
37,215	AKBANK TAS	トルコリラ	13,489,711	11,165,666	0.39
2,758	ALLIANZ SE -REG-	ユーロ	50,264,606	69,756,717	2.45
11,173	AMUNDI SA	ユーロ	58,454,067	98,350,475	3.46
4,969	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	南アフリカランド	15,512,614	12,340,466	0.43
14,581	ASTRAZENECA PLC	英ポンド	103,443,050	104,066,893	3.66
16,965	AXA SA	ユーロ	43,340,456	57,549,116	2.03
137,687	BAE SYSTEMS PLC	英ポンド	118,839,366	116,971,733	4.12
440	BANK ZACHODNI WBK S.A	ポーランドズロチ	4,872,957	5,236,107	0.18
18,703	BOUYGUES SA	ユーロ	63,537,641	103,293,626	3.64
25,031	CARREFOUR SA	ユーロ	81,501,386	61,422,752	2.16
213,496	CENTRICA PLC	英ポンド	93,004,490	44,835,015	1.58
4,250	CEZ AS	チェコクロナ	12,377,487	11,111,178	0.39
10,612	COCA-COLA ICECEK AS	トルコリラ	19,175,527	10,555,364	0.37
55,535	CREDIT AGRICOLE SA	ユーロ	84,868,966	102,588,212	3.61
15,925	CRH PLC	ユーロ	56,320,431	57,605,941	2.03
7,216	DAIMLER AG -REG-	ユーロ	66,654,640	66,295,406	2.33
55,901	DEUTSCHE TELEKOM AG -REG-	ユーロ	108,475,251	96,936,035	3.41
61,132	ENEL SPA	ユーロ	42,927,948	38,442,515	1.35

1,618	ERSTE GROUP BANK AG	ユーロ	4,994,475	8,470,095	0.3
12,118	ESSITY AKTIEBOLAG-B SHS	スウェーデンクローナ	29,160,318	35,760,003	1.26
10,600	FIRSTRAND LTD	南アフリカランド	3,770,526	7,197,111	0.25
101,828	GKN PLC	英ポンド	49,875,105	64,941,505	2.29
40,739	GLAXOSMITHKLINE PLC	英ポンド	109,182,652	78,648,574	2.77
19,638	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	ユーロ	43,932,172	46,395,128	1.63
13,690	MOBILE TELESYSTEMS PJSC (RUB)	ロシアルーブル	6,019,530	8,218,460	0.29
2,353	MR PRICE GROUP LTD - NEW -	南アフリカランド	3,810,964	6,193,201	0.22
7,589	MTN GROUP LTD	南アフリカランド	12,056,680	8,963,665	0.32
3,780	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ユーロ	81,243,740	91,074,204	3.21
960	NASPERS LTD-N SHS	南アフリカランド	14,949,977	28,172,357	0.99
163,365	NOKIA OYJ	ユーロ	132,518,396	103,073,245	3.63
7,216	PKO BANK POLSKI SA	ポーランドズロチ	7,670,060	9,836,225	0.35
1,313	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA	ポーランドズロチ	2,277,070	4,058,763	0.15
12,771	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	ポーランドズロチ	17,429,999	17,432,303	0.61
14,562	PROSIEBENSAT.1 MEDIA SE	ユーロ	62,526,024	62,452,131	2.2
5,215	RICHTER GEDEON NYRT	ハンガリーフォリント	10,367,533	12,599,947	0.44
33,392	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A-	ユーロ	106,369,606	114,562,397	4.03
8,597	SAMPO OYJ A	ユーロ	45,680,801	52,362,829	1.84
7,849	SANLAM LTD	南アフリカランド	4,612,617	6,534,599	0.23
4,603	SAP SE	ユーロ	38,516,958	51,409,503	1.81
31,521	SMITH AND NEPHEW PLC	英ポンド	53,627,322	59,998,350	2.11
75,732	SNAM SPA	ユーロ	37,657,959	36,671,692	1.29
	TELEFONICA				
157,152	DEUTSCHLAND HOLDING AG	ユーロ	97,436,681	78,586,283	2.77
60,586	TERNA SPA	ユーロ	33,803,718	36,323,055	1.28
20,793	TOTAL SA	ユーロ	121,674,422	127,898,311	4.5
16,540	TURK HAVA YOLLARI AO	トルコリラ	5,441,194	8,649,493	0.3
54,394	TURKIYE GARANTI BANKASI AS	トルコリラ	17,954,965	18,003,948	0.63
20,865	UNICREDIT SPA	ユーロ	50,086,253	47,366,089	1.67
713	UNIWHEELS AG	ユーロ	4,264,369	5,802,164	0.2
8,958	VINCI SA	ユーロ	61,502,721	96,696,223	3.4
192,988	VODAFONE GROUP PLC	英ポンド	74,436,675	58,449,790	2.06
27,131	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	南アフリカランド	18,559,237	16,541,999	0.58
4,948	YANDEX NV A	米ドル	9,855,746	22,248,251	0.78
株式合計			2,564,561,172	2,668,179,766	93.9

預託証券

9,487	LENTA LTD -GDR- REGS	米ドル	6,891,491	6,609,619	0.23
4,140	MMC NORILSK NICKEL PJSC -ADR-	米ドル	7,611,197	9,008,046	0.32

9,999	SBERBANK PAO -SPONS ADR-	米ドル	8,700,260	21,981,456	0.77
2,582	X5 RETAIL GROUP NV - GDR- REGS	米ドル	10,814,268	10,023,950	0.35
	預託証券合計		34,017,216	47,623,071	1.67
	公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券合計		2,598,578,388	2,715,802,837	95.57
	投資有価証券合計		2,598,578,388	2,715,802,837	95.57

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

マネーポール・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 8月26日現在)

資産の部					
流動資産					
金銭信託		360,064,177,770			
地方債証券		9,456,538,005			
特殊債券		72,618,444,975			
社債券		100,044,000			
未収利息		152,967,090			
前払費用		40,084,315			
流動資産合計		442,432,256,155			
資産合計		442,432,256,155			
負債の部					
流動負債					
未払金		327,090,370			
その他未払費用		8,653,210			
流動負債合計		335,743,580			
負債合計		335,743,580			
純資産の部					
元本等					
元本		440,634,839,736			
剰余金					
剰余金又は欠損金()		1,461,672,839			
元本等合計		442,096,512,575			
純資産合計		442,096,512,575			
負債純資産合計		442,432,256,155			

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成30年 2月27日 至 平成30年 8月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適當ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成30年 8月26日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		440,634,839,736口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.0033円 10,033円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 8月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成30年 8月26日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	451,596,146,193円
同期中における追加設定元本額	3,986,148,532円
同期中における一部解約元本額	14,947,454,989円
平成30年 8月26日現在における元本の内訳	
SMBC・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルレアル）	144,000,000円
SMBC・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	11,000,000円
SMBC・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	26,000,000円
SMBC・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
SMBC・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	1,997,005円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	49,856円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	29,914円
北米エネルギーファンド（毎月決算型）	9,964,130円
北米エネルギーファンド（年2回決算型）	996,413円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	4,981円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型（為替ヘッジなし）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型（為替ヘッジあり）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型（為替ヘッジなし）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型（為替ヘッジあり）	9,955円
BNPパリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	9,954円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジあり）	9,952円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジなし）	9,952円
米国優先リートファンド（為替ヘッジあり）	9,950円
米国優先リートファンド（為替ヘッジなし）	9,950円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2050	398,229円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L3 <適格機関投資家限定>	440,369,351,454円
合計	440,634,839,736円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年 9月28日現在

資産総額	2,359,407,315円
負債総額	6,030,541円
純資産総額（ - ）	2,353,376,774円
発行済口数	2,328,789,018口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0106円
(1万口当たり純資産額)	(10,106円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2018年11月1日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	17,640,000株

□ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってを行い、累積投票によらないものとします。

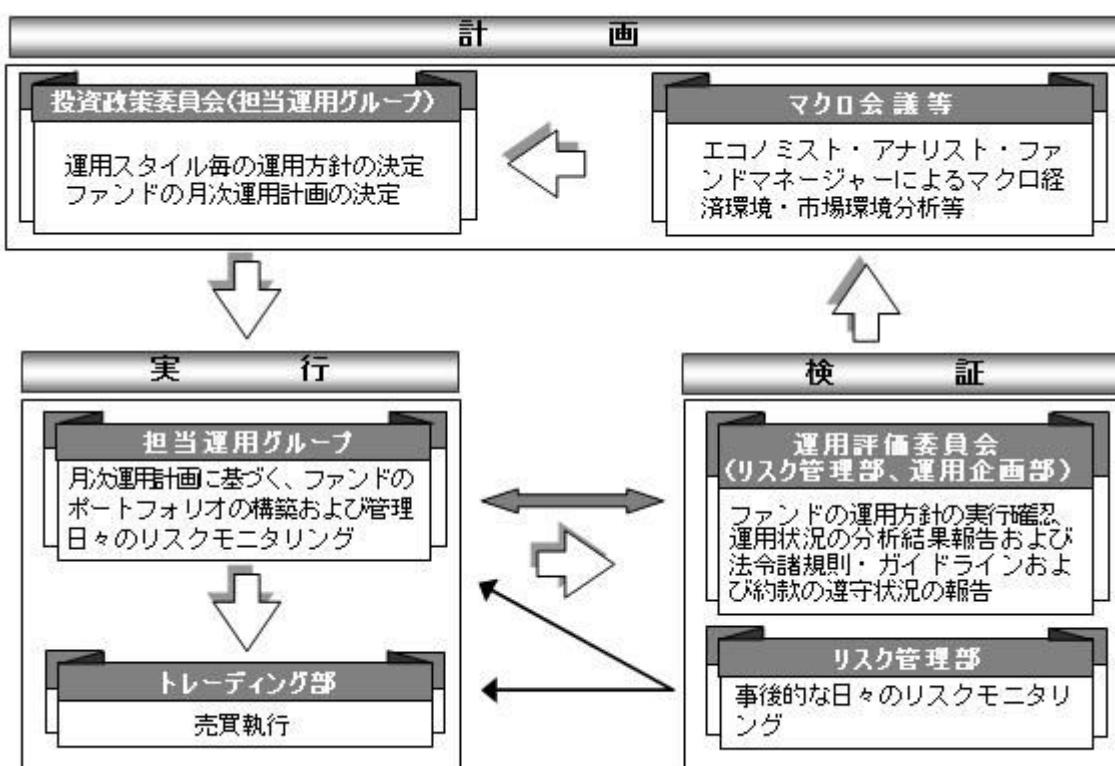
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年9月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(2018年9月28日現在)

		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	91 (46)	395,495 (319,724)
	追加型	459 (196)	6,022,773 (2,803,845)
	計	550 (242)	6,418,268 (3,123,569)
公社債投資信託	単位型	111 (111)	309,576 (309,576)
	追加型	1 (0)	30,175 (0)
	計	112 (111)	339,752 (309,576)
合計		662 (353)	6,758,020 (3,433,145)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3 【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 当社は、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407

未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部

株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
　　資本準備金	8,628,984	8,628,984
　　資本剰余金合計	<u>8,628,984</u>	<u>8,628,984</u>
利益剰余金		
　　利益準備金	284,245	284,245
　　その他利益剰余金		
　　配当準備積立金	60,000	60,000
　　別途積立金	1,476,959	1,476,959
　　繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
　　利益剰余金合計	<u>25,314,279</u>	<u>28,382,283</u>
株主資本計	<u>35,943,263</u>	<u>39,011,267</u>
評価・換算差額等		
　　その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	<u>327,116</u>	<u>870,535</u>
純資産合計	<u>36,270,379</u>	<u>39,881,802</u>
負債・純資産合計	<u>46,576,717</u>	<u>53,831,157</u>

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度	
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
　　情報提供コンサルタント		
　　業務報酬	5,000	5,000
　　サービス支援手数料	61,268	128,324
　　その他	54,261	55,820
営業収益計	<u>39,124,246</u>	<u>46,530,479</u>
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
　　調査費	1,325,978	1,654,233
　　委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669
営業費用合計	<u>24,061,549</u>	<u>28,121,520</u>

一般管理費

給料

役員報酬	225,885	196,529
給料・手当	6,121,741	6,190,716
賞与	610,533	601,375
賞与引当金繰入額	989,925	1,566,810
交際費	23,136	25,709
事務委託費	317,928	256,413
旅費交通費	229,248	220,569
租税公課	268,527	282,036
不動産賃借料	622,662	654,286
退職給付費用	423,954	419,884
固定資産減価償却費	384,068	329,756
諸経費	335,840	285,490
一般管理費合計	10,553,451	11,029,580
営業利益	4,509,246	7,379,378
営業外収益		
受取配当金	1 106,651	51,335
受取利息	1 745	520
時効成立分配金・償還金		1,721 2,622
原稿・講演料		1,474 894
雑収入		12,592 10,669
営業外収益合計	123,184	66,042
営業外費用		
為替差損		9,737 5,125
雑損失		1,084 913
営業外費用合計	10,821	6,038
経常利益	4,621,608	7,439,383
特別利益		
投資有価証券償還益		353,462 61,842
投資有価証券売却益		2,579 30,980
特別利益合計	356,041	92,822
特別損失		
固定資産除却損	2 8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644 141,666
投資有価証券売却損		15,012 9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894 -
事務所移転費用		21,175 -
特別損失合計	91,884	505,996
税引前当期純利益	4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税		1,391,996 2,350,891
法人税等調整額		25,454 280,166
法人税等合計	1,366,541	2,070,725
当期純利益	3,519,223	4,955,483

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

株主資本

資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剩余金			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金							
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263	
当期変動額										
剰余金の配当							1,887,480	1,887,480	1,887,480	
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003	3,068,003	3,068,003	
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			1,887,480

当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	291,976千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	106,640千円	-千円
受取利息	18千円	-千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	6,952千円	-千円
器具備品	1,204千円	0千円
ソフトウェア	-千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年 6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年 6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短

期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-

(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によってあります。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の発生額	15,494	51,212
退職給付の支払額	116,111	94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	15,494	51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988

固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	2,597	2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	2.2	1.9
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンドル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業務 役員の兼任	剩余金の配当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剩余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売 委託	委託販売手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. 株三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,761,066	未払手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,685,815	未払手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1)株当たり情報

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
--	--	--

1 株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1 株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項

- (イ) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D S アセットマネジメント株式会社に変更する予定です。
- (ロ) 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称	三井住友信託銀行株式会社
(ロ) 資本金の額	342,037百万円（2018年3月末現在）
(ハ) 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 資本金の額	51,000百万円（2018年3月末現在）
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

資本金の額は、2018年3月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【その他】

- 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会

社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することができます。

- 2．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 3．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することができます。
- 4．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載することができます。
- 5．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することができます。
- 6．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することができます。
- 7．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することができます。
- 8．有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することができます。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することができます。
- 9．当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することができます。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ケ 谷 正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月10日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドの平成29年2月28日から平成30年2月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドの平成30年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L
データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年10月9日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小澤 陽一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドの平成30年2月27日から平成30年8月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンドの平成30年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年2月27日から平成30年8月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。